

指定出資法人の役員報酬制度について

○ 平成11年4月

- ・ 府退職者の役員報酬について、法人の業務、役員の職責に応じた上限額を設定。
(A1区分の報酬月額が700千円、期末手当5.25月、年収ベースでは1,207万円)
- ・ 府退職者である役員の退職手当を廃止。

○ 平成19年4月

- ・ 「大阪府指定出資法人の役員報酬制度等に関する提言(平成19年2月)」(別添1)を踏まえ、役員報酬基準の見直しを実施。
(平均年収 約1000万円→約922万円、A1区分の年収は1,075万円)

※平成20年～22年の間、報酬カットがなされている。

○ 平成23年4月

- ・ 「大阪府指定出資法人の役員報酬制度に関する意見書(平成23年2月)」(別添2)を踏まえ、役員ポストごとに報酬額を決定。
(平均年収 約890万円→約790万円、上限は1,050万円)
- ・ 指定出資法人等の役員報酬額公表を「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」により義務付け。



「大阪府指定出資法人の役員報酬制度に関する意見書」(平成23年2月)【抜粋】

○ 今後の役員報酬の見直しについて

～当会議で検討した役員報酬について、今後、社会経済環境等の変化にも対応していくためには、3年程度を目安として定期的に点検を行っていくことが必要である。～



前回の専門家会議での審議から3年が経過するため、大阪府指定出資法人評価等審議会において再点検。